

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年1月25日

五所川原市長 平山誠敏

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件

物件番号	財産名	設置場所	貸付面積	台数	最低貸付料 (貸付期間総額)
1	五所川原市役所	1階自販機コーナーA右	1.26㎡	1台	324,729円 (税抜き)
2	五所川原市役所	1階自販機コーナーA左	1.26㎡	1台	600,881円 (税抜き)
3	五所川原市役所	1階自販機コーナーB	1.62㎡	1台	324,729円 (税抜き)
4	五所川原市役所	1階自販機コーナーC	1.50㎡	1台	600,881円 (税抜き)
5	五所川原市役所	2階自販機コーナー右	1.44㎡	1台	324,729円 (税抜き)
6	五所川原市役所	2階自販機コーナー左	1.44㎡	1台	75,046円 (税抜き)
7	五所川原市役所	3階自販機コーナー右	1.44㎡	1台	324,729円 (税抜き)
8	五所川原市役所	3階自販機コーナー左	1.44㎡	1台	324,729円 (税抜き)
9	金木総合支所	庁舎内(左側)	0.90㎡	1台	12,377円 (税抜き)
10	金木総合支所	庁舎内(中央)	0.90㎡	1台	20,148円 (税抜き)
11	金木総合支所	庁舎内(右側)	0.90㎡	1台	39,888円 (税抜き)
12	市浦総合支所	入口	1.08㎡	1台	31,335円 (税抜き)
13	市浦総合支所	庁舎内(左側)	0.90㎡	1台	56,526円 (税抜き)
14	市浦総合支所	庁舎内(右側)	1.08㎡	1台	45,630円 (税抜き)

※1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスを含む。

※2 貸付物件に関する詳細は、別添貸付物件説明書による。

(3) 貸付期間

物件番号1から8まで 平成30年5月1日から平成33年3月31日まで

物件番号9から11まで 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

物件番号12から14まで 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年五所川原市規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は五所川原市に住所を、法人の場合は青森県内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（五所川原市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、この公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

## 3 参加資格審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類1部を提出し、2に掲げる入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有することについて市長の確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認定された者は、入札に参加できない。

	書類の種類	提出が必要な場合	備考
ア	申請書	すべての場合	自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定された書類
イ	誓約書	すべての場合	募集要項に規定された書類
ウ	委任状	申請者が特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合	募集要項に規定された書類
エ	営業証明書又はその写し	申請者が個人の場合	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したものの又はその写し
オ	当該法人の登記事項証明書又はその写し	申請者が法人の場合	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したものの又はその写し
カ	自動販売機の管理関係等に関する届出書	すべての場合	募集要項に規定された書類

- (2) 提出先 〒037-8686 青森県五所川原市字岩木町12番地 総務部 管財課 管財係
- (3) 提出方法 上記提出先に直接持参すること。
- (4) 受付期間 平成30年1月25日（木）から平成30年2月22日（木）までとする。ただし、閉庁日を除く。
- (5) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (6) 審査結果等
  - ア 資格の審査結果については、申請者に対して平成30年1月25日以降に各申請者に一般競争入札参加資格確認通知書をFAXにより通知する。
  - イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。
- (7) その他
  - ア 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。

ウ 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することになったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。

- ① 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- ③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

#### 4 募集要項の縦覧等

(1) 場所 3の(2)に掲げる場所において縦覧に供し、配布する。なお、これらの書類は、インターネットを利用して五所川原市ホームページからダウンロードすることによっても入手できる。

(2) 期間 平成30年1月25日(木)から平成30年2月22日(木)までとし、閉庁日を除く。

(3) 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(4) 質問及び回答

ア 提出先 3の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法 募集要項に規定する質問書を上記提出先に直接持参し、又は電子メールにより次のアドレス宛に提出すること。郵送又はFAXによる提出は認めない。

提出先電子メールアドレス [kanzai@city.goshogawara.lg.jp](mailto:kanzai@city.goshogawara.lg.jp)

(5) 質問期限 平成30年2月15日(木)午後5時まで

(6) 回答方法 回答は、質問書を受理してから、速やかにFAXにより回答する。

#### 5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は募集要項に規定する入札辞退届を3の(2)に掲げる場所に持参すること。

#### 6 入札方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札書は募集要項に規定する入札書により作成すること。

(3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。

(5) 入札執行回数は1回とし、入札参加者が1名の場合であっても入札を行い、落札者がいないときは、入札を不調とする。

(6) その他

ア 貸付期間の総額による入札とする。

イ 入札は、本人又は代理人が行うこととする。

#### 7 入開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年3月2日(金)午後1時30分から物件毎に順次行う。

(2) 場所 市庁舎北棟5階 入札室(第3会議室)

(3) その他

ア 一般競争入札参加資格確認通知書を持参し、提示すること。

イ 同日に複数の開札を行う場合、入札執行者が開札順を定める。

#### 8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 参加資格を有しない者のした入札

(2) 3の(1)に掲げる申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札

(3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

- (4) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (5) 記名及び押印のない入札
- (6) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) 最低貸付料未満の入札
- (9) その他入札条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法

1の(2)に掲げる最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

### 10 契約の締結

- (1) 契約保証金は免除とする。
- (2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。

### 11 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、落札者としての決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 落札者又はその代理人が、正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に落札者が入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方として相応しくないと五所川原市が判断したとき。

### 12 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。
- (3) 詳細は、五所川原市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（平成27年3月11日実施）及び五所川原市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領（平成27年3月11日実施）による（同要綱及び同要領に定める内容がこの公告と相違する場合には、この公告を優先する。）。
- (4) 本公告に関する問合せは、管財課まで電話により行うこと。  
電話番号：0173-35-2111 内線 2262
- (5) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問回答書等については、本公告に定められた方法以外の方法で提出されたものは受付しないので注意すること。